

## 東日本大震災への税制上の対応－雑損控除－

税理士・ファイナンシャルプランナー 山下大輔

東日本大震災への税制上の対応の第一弾として「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案」が先月国会に提出されました。

今回のコラムではこの税制上の措置のうち雑損控除についてご紹介します。

まず現行の雑損控除の制度を説明します。雑損控除とは災害、盗難、横領により資産に損害を受けた場合や災害に関連して止むを得ない支出をした場合に雑損控除として所得から控除できる制度です。雑損控除の対象となる資産は、納税者本人および本人と生計を一にする配偶者その他の親族が保有する生活に通常必要とされる資産に限定されています。

### 雑損控除の対象となる親族と資産の範囲

親族の範囲	・納税者 ・本人と生計を一にする配偶者その他の親族で、その年分の総所得金額等が38万円以下である者
資産の範囲	生活に通常必要な資産 (たとえば棚卸資産、不動産所得や事業所得などの事業用の資産、別荘、30万円を超える貴金属などは対象外)

「生計を一にする」とは、必ずしも同居していなければならないわけではありません。例えば、勤務や学校への通学、療養の都合上別居している場合でも、休日には一緒に生活するのを常に行っているような場合や生活費、学費、療養費などの送金が常に行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱うことができます。また、親族が同一の家にいっしょに住んでいる場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除いて、「生計を一にする」ものとして取り扱うことができます。

「総所得金額等」とは以下①～④の合計額です。ただし繰越控除(注)を受けている場合はその適用後の金額をいいます。

- ①事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
- ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
- ③申告分離課税(それぞれ特別控除前)の所得金額の合計額
- ④退職所得金額、山林所得金額の合計額

－コラムの無断転写・転載などを禁じます。－

(注) 繰越控除とは、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除です。

「総所得金額等」は扶養控除などの要件で出てくる「合計所得金額」とは少し異なります。総所得金額等が繰越控除後の金額であるのに対し、合計所得金額は繰越控除前の金額になります。

雑損控除の対象となる損害金額は、生活に通常必要な資産に受けた損失額と災害に関連してやむを得ず支出した金額（災害関連支出）です。雑損控除として控除できる金額は以下の①または②の算式で計算した金額のいずれか多い方の金額です。

- |                             |
|-----------------------------|
| ① (差引損失額) - (総所得金額等) × 10%  |
| ② (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円 |

差引損失額とは、以下の式で計算されます。

$\text{差引損失額} = \text{損害金額} + \text{災害関連支出の金額} - \text{保険金などにより補てんされる金額}$
---

損害金額とは、損害を受けた時の直前の資産の時価により計算した損害額です。災害関連支出には災害により損壊した住宅、家財などの取壊し費用、除去費用などが該当します。保険金などにより補てんされる金額とは、災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額です。

①または②の金額のいずれか多い金額を所得金額から控除します。所得金額から引ききれない金額は翌年以後3年間に繰越しすることができます。

東日本大震災への税制上の対応（一部抜粋）

<b>【所得税】</b>
--------------

1. 雑損控除の特例
------------

- |  |
|--|
| ① 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、22年分所得での適用を可能とする。 |
| ② 繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。                   |

(出所) 財務省「東日本大震災への税制上の対応（第一弾）」

[http://www.mof.go.jp/about\\_mof/bills/177diet/ss230419s.pdf](http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/177diet/ss230419s.pdf)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災地は甚大な被害に見舞われています。通常の雑損控除であれば平成23年分の所得での適用となりますが、法律案では東日本大震災により住宅、家財等について生じた損失について平成22年分所得での雑損

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

控除の適用を特例として可能としています。さらに繰越期間を3年から5年に延長しています。

家も仕事も失った被災者にとって平成23年分所得での控除は意味がありません。また被害の甚大さからも繰越期間を長くとり、復興支援の一つとして税制上の対応が図られています。

なお、雑損控除とは別に、その年の所得金額の合計額が1,000万円以下の人が災害にあった場合、災害減免法による所得税の軽減免除があり、納税者の選択によりどちらか有利な方法を選べます。これについては次回のコラムでご紹介します。

※実際の申告の際には個々の事情をふまえてご自身の責任においてご判断いただくか、事前に税務署または税理士にご相談いただきますようお願いいたします。